

顧問先に個人番号を説明していますが、腹が立ってきました。国民に事務負担とリスクを押し付けているだけではないのか。あらゆる制度には、良い面と悪い面があります。これから始まる番号制度は、国民の利益と負担、リスクのバランスは取れるのか。大いに疑問です。

また税理士は「課税の公平」を言われれば、まず反対する者はおらず、その結果、番号制度の推進役を担わされています。税理士は、自分自身に個人番号を押し付けられ、事務所の従業員の個人番号を押しつけられ、顧問先とその従業員の大量の個人番号の処理を押し付けられ、さらにその推進役も押し付けられています。しかし現状を嘆くだけでは進歩がないので、以下に提案します。

1. 利用を安易に拡大してはならない

政府がホームページで公表している「マイナンバー制度利用推進ロードマップ」によれば、ワンカード化の促進として、クレジットカードやポイントカードにも個人番号カードを利用することが検討されています。さらに、カジノ入館制限や東京オリンピック会場への入場にも個人番号利用が検討されています。恐ろしいことに、生体認証まで記載されています。いくらなんでも、これはやりすぎでしょう。

それ以前に政府は、個人番号の利用は社会保障・税・災害対策の3つに限定するといいいながら、「印鑑登録」と「図書館カード」の利用予定がすでに広報資料に明記されていました。これは住基カードの廃止を前提としてなのかもしれませんが、安易すぎます。この流れで、個人番号の利用をどんどん拡大することは許されません。漏えいのリスクがとめどなく広がります。

個人番号の利用は、あくまでも社会保障・税・災害対策の3つに限定すべきです。

2. 個人番号によって課税所得の捕捉が可能、という幻想をふりまくな

番号制度によって課税の公平が、一歩進むのは間違いないと思います。それでも課税所得の捕捉が完全になることはありません。もしも所得計算に番号制度を利用するならば、すべての取引相手の番号を確認し、それを仕訳伝票に記載しなければなりません。現在の実務では不可能です。

しかし政府はその不可能を承知でも、番号制度の普及を最優先させています。「クローンの解消のため」「課税の公平のため」を言い立て、マスコミはその実現可能性の検証ができていません。

3. 支払を受けた者自身への報酬等の支払調書の写しの交付を認めるべき

従前より、報酬等の支払調書について、支払者は支払を受けた者にその写しを交付

するという実務上の慣習がありました。この支払調書の写しは、支払者にとっては支払明細書の役割を果たすものです。この慣習が定着した理由は、まず支払調書は法律で作成すべき書面であり、わざわざそれとは別に支払明細書を作成するよりも写しを交付することが簡単だからだと思われます。また支払を受ける者にとっても、税務署へ提出した書類の写しであることから、書類としての信頼性が高いので安心できます。実務慣習として合理的でしょう。

しかし番号法上、個人番号が記載された支払調書は本人に対してであっても、その交付は法律違反であるとされています。ナンセンスです。当の本人が自分の個人番号記載の書類の写しを受取ることが、なぜ法律違反とされなければならないのでしょうか。他方、給与源泉徴収票は本人の個人番号記載で交付されます。これと同様に考えればよいだけです。

個人情報保護法25条では、本人から事業者に対する保有個人データの開示請求が認められています。この請求に応じて本人の個人番号記載の支払調書の写しを提供しても、特定個人情報の提供制限には抵触しないはずです。それなのに、個人情報保護法で許されていることが番号法において許されないのは、まったく理解不能です。

せつかく民間が利便を得ていた実務慣習を、法律のおかしな解釈で禁止することは、あまりにも不合理です。今まで通り、支払調書の写しの本人への交付を認めるべきです。

4. マイナポータル

アクセス方法は、どうやら電子証明書を利用したものになりそうです。つまり自分のマイナポータルにアクセスするためには、カードリーダーが必要です。しかし普通の人はカードリーダーを持っておらず、そのためにわざわざ購入する人は少数だと思われます。政府はマイナポータルを「国民利便」の一つに位置付けて宣伝に力を入れますが、その普及と実効性は低いでしょう。

ほとんどの住民は、自分のマイナポータルにアクセスしないでしょう。自分が利用しないマイナポータルに自分の情報を置かれることは、その漏えいのリスクのみを負わされることとなります。希望すれば、自分のマイナポータルを廃止できるようにすべきです。

最後に、通称名として、「プレストナンバー」を提案する

政府は、「マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。」と広報しています。批判の多かった国民総背番号を連想させないように、できるだけ「個人番号」という法律名称を使いたくないのでしょう。口当たりのよい通称をつけたのだと思われます。

しかしマイナンバーは、個人の考えいかんによらず政府が独自に付番するものです。「マイ」という英語が意味する「私のもの」とは違ひます。個人はその番号を所有しているわけではありません。英語表現にすれば、漢字のような直接的な意味が薄れます。

マイナンバーという言葉は目くらしでしょう。

例えば「マイネーム」ならば、自分の名前のことです。マイナンバーは、親の喜び、親からの祝福である「マイネーム」に、似てはいても非なるものです。

個人番号の本質を考えれば、「プレストナンバー」という表現がふさわしいと思います。私のこの提案は採用されることはないでしょうが、マスコミをはじめ我々税理士は、マイナンバーという通称を無批判に使用していることに、気をつけるべきです。